

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案

各分野の検討会における技術的助言等を踏まえ、今般のほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」という。）に係る暫定排水基準の見直し案（2019年7月1日から3年間適用）を以下のとおりとすることが適当と考えられる。

① 温泉分野

〈対象業種〉

旅館業（温泉を利用するもの）

〈基準案〉

ほう素：変更なし（500mg/L）

ふっ素：変更なし

- ・自然湧出源泉を利用する旅館業（50mg/L）
- ・自然湧出源泉以外（掘削泉や動力による揚湯を行っている源泉）の源泉を利用する旅館業（30mg/L）
- ・湧出時期が昭和49年12月1日※以降の排水量50m³/日以上のもの（自然湧出・自然湧出以外）（15mg/L）

※水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行日（特定施設に旅館業の用に供する施設を追加）

② 畜産分野

〈対象業種〉

畜産農業（豚房施設（面積が50m²以上）を設置するもの等）

〈基準案〉

硝酸性窒素等：暫定排水基準を改定（600mg/L → 500mg/L）

③ 工業分野

対象業種		基準案（単位 mg/L）		
		ほう素	ふっ素	硝酸性窒素等
うわ薬製造業	うわ薬瓦製造の用に供するもの	140 → 一般へ		
	ほうろううわ薬製造業	40 → 一般へ	12 → 一般へ	
ほうろう鉄器製造業		変更なし(40)	変更なし(12)	
金属鋳業		変更なし(100)		

対象業種		基準案（単位 mg/L）		
		ほう素	ふっ素	硝酸性窒素等
電気 め っき業	日排水量 50m ³ 未満	変更なし (30)	変更なし (40)	
	日排水量 50m ³ 以上		変更なし (15)	
貴金属製造・再生業		40 → 一般へ		2,900 → 2,800
酸化コバルト製造業				160 → 120
ジルコニウム化合物製造業				700 → 600
モリブデン化合物製造業				1,500 → 1,400
バナジウム化合物製造業				変更なし (1,650)

④ 下水道業

〈対象業種〉

下水道業（温泉排水を一定割合以上受け入れているもの）

〈基準案〉

ほう素：変更なし（50mg/L）

〈対象業種〉

下水道業（モリブデン化合物製造業・ジルコニウム化合物製造業
からの排水を受け入れているもの）

〈基準案〉

硝酸性窒素等：変更なし（130mg/L）

以上、①から④の内容をまとめると、別表のとおりである。

(別表)

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準（案）

業種		制限等	現行(H28.7.1～2019.6.30)→見直し案(2019.7.1～2022.6.30)		
			ほう素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	硝酸性窒素等 (mg/L)
			一般排水基準: 10(海域は230)	一般排水基準: 8(海域は15)	一般排水基準: 100
温泉	旅館業	自然湧出	500 → 500	50 → 50	
		自然湧出以外		30 → 30	
		昭和49年以降湧出で 50m ³ /日以上		15 → 15	
畜産	畜産農業				600 → 500
工業	うわ薬製造業	うわ薬瓦の製造の用に 供するもの	140 → 一般		
		ほうろううわ薬製造業	40 → 一般	12 → 一般	
	ほうろう鉄器製造業		40 → 40	12 → 12	
	金属鋳業		100 → 100		
	電気めっき業	日排水量50m ³ 未満	30 → 30	40 → 40	
		日排水量50m ³ 以上		15 → 15	
	貴金属製造・再生業		40 → 一般		2,900 → 2,800
	酸化コバルト製造業				160 → 120
	ジルコニウム化合物製造業				700 → 600
	モリブデン化合物製造業				1,500 → 1,400
	バナジウム化合物製造業				1,650 → 1,650
下水道	下水道業	温泉排水を受け入れているもので一定のもの	50 → 50		
		モリブデン、ジルコニウム化合物製造業排水を受け入れているもの			130 → 130

暫定排水基準を変更せず延長
 暫定排水基準を改定して延長
 空欄は一般排水基準適用